

# 鎌田実津希後援会会則

## 第一条（名称）

本会は、「鎌田実津希後援会」（以下本会と総称する。）とする。

## 第二条

本会の事務局を次の住所に置く。

〒183-0013

東京都府中市小柳町6-20-8 2F

## 第三条（目的）

本会は、鎌田実津希選手（以下本人という）が安定した環境の中で競技に取り組めるよう物心両面での支援と、日本国内外の大会での活躍及び世界で通用するトップアスリートとしての条件整備をサポートすると共に、冬季オリンピック種目の理解・普及を目的とする。

## 第四条（活動）

本会は前条の目的を達成する為に次の活動を行う。

1. 競技大会出場にわたる支援
2. 本人選手活動に対する物心両面にわたる支援
3. 本人の選手活動を支援する為の寄附金及び会費の募集活動
4. 本人の選手活動の広報・宣伝活動

## 第五条（会員）

本会の会員は、会の目的に賛同する個人・法人および団体をもって構成する。

## 第六条（入会・退会）

1. 当会の目的に賛同し、入会を希望する者は、当会の会員となることができる。
2. 会員となることを希望するものは、別に定める入会申請書を当会に提出し、承認を受けなければならない。
3. 本後援会は入会申込者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団（集团的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指す。）又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等（以下、まとめて「反社会的勢力等」という）に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、入会の申込を拒否することができるものとします。  
また、当会会員が反社会的勢力等に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、本後援会は、支払済みの会費を払い戻すことなく、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

#### 第七条（年会費）

本会の会計は、年会費・寄附金及びその他の収入によって運営する。  
会費の額、納入方法は次のとおりとする。

1. 法人年会費 一口10,000円～とする。
2. 個人年会費 一口5,000円～とする。
3. 学生年会費 一口1,000円～とする。
4. 会員は理由の如何を問わず、年会費の返還を請求することが出来ない。

#### 第八条（寄付）

本会は会費とは別に寄附金を随時受け付けるものとする。寄附金の納入時期は任意とする。

#### 第九条（役員）

本会は次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、事務局長1名、事務局3名、会計監査1名、会計2名

1. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 役員は無報酬とする。
3. 役員の選任は、役員会において決定する。
4. 上記役員とは別に顧問を若干名置くことができる。顧問の選任は役員会において決定する。
5. 上記役員とは別に相談役を若干名置くことができる。相談役をの選任は役員会において決定する。
6. 前項のほか、支部設置時に役員会を検討し、支部長・理事を置くことができる。

#### 第十条（遵守事項）

会員、寄付人及び役員（以下支援者）は以下の内容に同意しこれを遵守する。

1. 当会の目的を理解し、選手の支援を行う。
2. 支援者は、見返りを求めない。
3. 支援者は、本人・家族およびコーチングスタッフに対する干渉をしない。
4. 支援者は、後援会の運営について干渉しない。

#### 第十一条（会計年度と経費）

本会の会計年度は一年間（1月1日～12月31日）とし、  
その年の収支報告を通常総会にて実施するものとする。

本会の経費は会計、寄付、その他収入をもって充てることとする。

本会活動を円滑に進めるために、専用の口座を設ける。

#### 第十二条（期間と解散）

本会は選手及びその家族の解散宣言により解散する。

#### 第十三条（役員を選出）

役員を選出は役員会において決定する。

#### 第十四条（会議）

1. 総会は役員をもって構成し、通常総会及び臨時総会とする。
2. 通常総会は会長が招集する。
3. 毎年1月に会長招集のもと通常総会開催時に収支報告を実施とする。
4. 臨時総会は役員会が必要と認めた時に会長が招集する。
5. 本規約の施行にあたり細部規定が必要な場合は、総会の決議により別に細則を定めることができる。
6. 役員は円滑に活動できるように運営を行う。
7. 役員の仕事については、議事録を作成する。

#### 第十五条（変更）

本規定に変更があった場合はホームページ等に速やかに告知するものとする。

#### 第十六条（補足・その他）

この他会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

#### 附則

この会は令和5年12月8日から施行する。